

居宅介護等重要事項説明書

当事業所は指定身体障害者居宅介護事業所等の指定を受けています。

(福井県993-263号平成18年10月1日指定)

当事業所は、ご契約者に対して居宅介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次のとおり説明します。

※ 当サービスの利用は、原則として障害者総合支援法の介護給付費の支給決定を受けた方が対象となります。

1. 事業者

- (1) 事業者名称 社会福祉法人 勝山市社会福祉協議会
(2) 所 在 地 〒911-0035 勝山市郡町1丁目1番50号
勝山市福祉健康センターすこやか内
(3) 電話番号等 電話 0779-88-1177
FAX 0779-88-5124
(4) 代表者氏名 会長 三屋修一
(5) 設立年月日 法人認可 昭和46年3月31日

2. 事業所の概要

- (1) 事業所の種類 居宅介護
平成18年10月1日指定福井県993-263号
重度訪問介護
平成18年10月1日指定福井県993-263号
行動援護
平成18年10月1日指定福井県993-263号
同行援護
平成23年11月1日指定福井県1032号
(2) 事業の目的 障害者の方が居宅において日常生活を営むことができるよう援助を適切に行います。
(3) 事業所の名称 勝山市社会福祉協議会ホームヘルプサービスセンター
(4) 事業所の所在地 福井県勝山市郡町1丁目1番51号
(5) 電話番号等 電話 0779-88-3737
FAX 0779-88-5124
(6) 管理者氏名 長谷川 美貴
(7) 事業所の運営方針 事業の目的を達成するため、事業の実施にあたっては、関係市

町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスを提供します。

(8) 開設年月日 平成15年4月1日

(9) 事業所が行なっている他の業務

事業所では、次の事業もあわせて実施しています。

① 訪問介護事業所 平成11年12月24日指定

福井県指令高齢第1599号

② 介護予防訪問介護事業 平成18年4月1日指定

福井県指令長第941-81号

3. 事業実施地域及び営業時間

(1) 通常の事業の実施地域 勝山市内全域

(2) 営業日及び営業時間

営業日	年中無休 ただし、12月31日から翌年1月3日までは休業としますが、緊急時はその限りではありません。
営業時間	午前6時から午後10時まで ただし、必要時にはその限りではありません。

4. 職員の体制

事業所は、ご契約者に対して居宅介護サービスを提供する職員として、以下の職員を配置しています。

〈主な職員の配置状況〉。

職種	常勤	非常勤	常勤換算	指定基準
1. 事業所長（管理者）	1名			1名
2. サービス提供責任者	1名			1名
3. 訪問介護員 (ホームヘルパー)	5名	9名		
(1)介護福祉士	5名	6名		
(2)訪問介護養成研修1級 (ヘルパー1級) 課程修了者				
(3)訪問介護養成研修2級 (ヘルパー2級) 課程修了者		3名		

5. 提供するサービスと利用料金

(1) サービス区分及びサービス内容（契約書第4条）

① 居宅介護

ア、身体介護（ご家庭に訪問し、入浴や排泄、食事などの介助をします。）

○入浴介助・清拭・洗髪…入浴の介助や清拭（体を拭く）や洗髪などを行います。

○排せつ介助…排せつの介助、おむつ交換を行います。

- 食事介助…食事の介助を行います。
 - 衣服の着脱の介助…衣服の着脱の介助を行います。
 - 通院介助…通院の介助を行います。
 - その他必要な身体介護を行ないます。
 - イ. 家事援助（ご家庭に訪問し、調理、洗濯、掃除などの生活の援助を行います。）
 - 調理…利用者の食事の用意を行います。
 - 洗濯…利用者の衣類等の洗濯を行います。
 - 掃除…利用者の居室の掃除や整理整頓を行います。
 - 買い物…利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
 - その他関係機関への連絡など必要な家事を行います。
 - ※預貯金の引き出しや預け入れは行いません。（預貯金通帳・カードはお預かりできません。）
 - ※利用者以外の方の調理や洗濯、利用者以外の方の居室や庭等の敷地の掃除は原則として行いません。
 - ウ、日常生活支援（身体介護や家事援助、見守りなど生活全般を支援します。）
 - 脳性まひなどの全身性障害がある方など日常生活全般に常時の支援を要する方を対象としたサービスです。
 - 身体介護、家事援助、見守り等を行います。具体的な内容は、身体介護、家事援助と同様です。
 - エ、その他、必要に応じて健康や日常生活上の状況をお伺いし、生活上のご相談や助言を行います。
- ② 外出支援（通院や外出の介助を行います。）
- 知的障害がある方及び脳性まひなどの全身性障害がある方など屋外での移動に著しい制限のある方を対象としたサービスです。
 - 官公庁や銀行等の公共機関への用務など社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等社会参加のための外出の援助を行います。
- ※1日の範囲内で用務を終えるものを原則とし、通勤、営業活動等の経済活動に係る外出、通年かつ長期にわたる外出の介助はいたしません。
- ③ 行動援護
- 知的障害又は精神障害により、行動上著しい困難を有する知的障害者・障害児・精神障害者であって常時介護を必要とする方を対象としたサービスです。
 - 行動する際に生じうる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護等を行います。
- ④ 同行援護
- 移動時及びそれに伴う外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆、代筆含む）を行います。
 - 移動時及びそれに伴う外出先において必要な移動の援護を行います。
 - 排泄、食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行います。
- （2）サービスの利用者負担額（契約書第5条）
- 上記サービスの利用に対しては、通常9割が介護給付費の給付対象となります。

事業者が介護給付費を代理受領する場合には、利用者は、利用者負担分としてサービス料金の1割（定率負担）を事業者にお支払いいただきます。6頁に記載する個別減免が適用される場合には、減免後の金額となります。

①2人のホームヘルパーにより訪問を行った場合

1人のヘルパーによる介護が困難と認められる場合等で、利用者の同意のもと2人のヘルパーでサービスを提供した場合は、2倍の利用者負担額をいただきます。

②利用者負担額の上限等について

○介護給付費対象のサービス（ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ）利用者負担額は上限が定められています。

○利用者のご希望により、当事業所を利用者負担の上限管理者に選任される場合には、サービス利用開始の際にその旨をお申し出ください。

○当事業所において利用者負担の上限管理を担当し、具体的に上限を超える際の調整を行った場合には、別途上限管理にかかる費用（月額150円）をお支払いいただきます。

③償還払い

事業者が介護給付費額の代理受領を行わない場合は、介護給付費基準額の全額をいったんお支払いいただきます。この場合、利用者に「サービス提供証明書」を交付します。（「サービス提供証明書」と「領収書」を添えてお住まいの市町村に申請すると介護給付費が支給されます。）

④サービス利用にかかる実費負担額

サービス提供に要する下記の費用は、介護給付費支給の対象ではありませんので、実費をいただきます。

○通常の事業実施地域以外の地区にお住まいの方で、当事業所のサービスを利用される場合は、ホームヘルパーが訪問するための交通費として、勝山区域境界域から1kmあたり10円いただきます。（サービス利用料とともに1ヶ月ごとにお支払いいただきます。）

○「外出介護」や「通院介助」においてホームヘルパーに公共交通機関などの交通費のほか、入場料、利用料等が必要な場合、その実費をいただきます。（サービスご利用時にその都度ご負担いただきます。）

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって訪問の際、利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払いいただく場合があります。但し、利用者の体調不良等やむをえない場合の取消料はいただけません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日利用料金の50%

(3) サービス利用料金（契約書第5条）

①サービス利用料金（厚生労働大臣の定める基準により算出した額）のうち利用者負担分（サービス利用料金全体の1割を上限）を事業者にお支払いただきます。

サービスの種類時間等		利用料	利用者負担額上限
身体介護	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
(身体介護を伴う場合) 通院等介助	30分未満	2,560円	256円
	30分以上1時間未満	4,040円	404円
	1時間以上1時間30分未満	5,870円	587円
	1時間30分以上2時間未満	6,690円	669円
	2時間以上2時間30分未満	7,540円	754円
	2時間30分以上3時間未満	8,370円	837円
	3時間以上	9,210円	921円
	3時間以上30分増すごとに加算	830円	83円
家事援助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上45分未満	1,530円	153円
	45分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間15分未満	2,390円	239円
	1時間15分以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,110円	311円
	1時間30分以上15分増すごとに加算	350円	35円
(身体介護を伴わない場合) 通院等介助	30分未満	1,060円	106円
	30分以上1時間未満	1,970円	197円
	1時間以上1時間30分未満	2,750円	275円
	1時間30分以上	3,450円	345円
	1時間30分以上30分増すごとに加算	690円	69円
ト以中所入	1時間未満	1,860円	186円

	1時間以上 1時間30分未満	2,770円	277円
	1時間30分以上 2時間未満	3,690円	369円
	2時間以上 2時間30分未満	4,610円	461円
	2時間30分以上 3時間未満	5,530円	553円
	3時間以上 3時間30分未満	6,440円	644円
	3時間30分以上 4時間未満	7,360円	736円
	1時間未満	2,770円	277円
(病院等に入院又は入所中の障害者に対して提供した場合)	1時間以上 1時間30分未満	3,690円	369円
	1時間30分以上 2時間未満	4,610円	461円
	2時間以上 2時間30分未満	5,530円	553円
	2時間30分以上 3時間未満	6,440円	644円
	3時間以上 3時間30分未満	7,360円	736円
	3時間30分以上 4時間未満	2,770円	277円
	30分未満	1,910円	191円
同行援護	30分以上 1時間未満	3,020円	302円
	1時間以上 1時間30分未満	4,360円	436円
	1時間30分以上 2時間未満	5,010円	501円
	2時間以上 2時間30分未満	5,660円	566円
	2時間30分以上 3時間未満	6,320円	632円
	3時間以上 30分増すごとに加算	6,970円	697円に30分増すごとに66円加算
	30分未満	2,880円	288円
行動援護	30分以上 1時間未満	4,370円	437円
	1時間以上 1時間30分未満	6,190円	619円
	1時間30分以上 2時間未満	7,620円	762円
	2時間以上 2時間30分未満	9,050円	905円
	2時間30分以上 3時間未満	10,470円	1,047円
	3時間以上 3時間30分未満	11,910円	1,191円

◆新規に居宅介護計画等を作成した利用者に対して、サービス提供責任者が初回の居宅介護等を行った場合、または従業者に同行した場合に加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
初回加算	2,000円	200円	1月あたり

◆利用者の依頼により、利用者及びその世帯としての上限額を超えて事業者が利用者負担額を徴収しないよう、利用者負担額の徴収方法の管理を行った場合は、以下の料金が加算されます。

内 容	利用料	利用者負担額	
利用者負担上限額管理加算	1,500円	150円	1月あたり

◆居宅介護計画等に位置付けられていない居宅介護を利用者又はその家族等からの要請を受けてから24時間以内に行なった場合に加算されます。

内 容	利 用 料	利 用 者 負 担 額	
緊急時対応加算	1,000円	100円	1回につき (1月2回まで)

◆サービス提供の時間帯により料金が加算されます。

提 供 時 間 帯 名	早 朝	夜 間	深 夜
時 間 帯	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時
加 算 割 引	25%増し	25%増し	50%増し

※ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)27.4%が加算されます。

※ 特別地域加算が利用料に15%が加算されます

※ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算4.5%が加算されます。

②利用者負担について

ア、利用者負担に関する月額上限

○1ヶ月あたりのサービス利用にかかる「定率負担」については、所得に応じて4区分の月額負担額が設定され、それ以上の負担の必要はありません。

区 分	世 帯 の 収 入 状 況	1ヶ月あたりの 負担上減額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得1	0円
	低所得2	
一般1	居宅で生活する障害児	4,600円
一般1	居宅で生活する障害者及び20歳未満の施設入所者	9,300円
一般2		37,200円

(4) 利用者負担額及び実費負担額のお支払い方法(契約書第5条参照)

前記(2)及び(3)の料金等は、1か月ごとに計算しご請求します。下記のいずれかの方法でお支払い下さい。

①金融機関口座からの自動引き落とし

- 銀行、信用金庫、労働金庫、農協、郵便局等の金融機関口座から自動引き落としできます。
- 毎月25日(金融機関が休日の場合は翌営業日)に引き落とされ、手数料などのご負担は一切ありません。
- ご契約者のご家族等の口座指定もできます。

②直接支払い

事業所窓口、係員に直接お支払いください。

(5) 実費負担額(交通費等)の変更

実費負担額（交通費等）を変更する場合は、原則としてその2か月前までにご説明します。

6. 緊急時における対応方法

訪問介護員等は、訪問介護実施中にご契約者の病状が急変し、その他緊急事態が生じたときは、速やかにご契約者の家族、主治医等に連絡するなどの措置を講じます。

7. 虐待防止について

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待防止等のために次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 従業者に対する虐待防止の啓発・普及するための研修を実施します。
- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備します。
- (4) 虐待防止に関する責任者を選定します。

虐待防止に関する責任者 管理者 長谷川美貴

8. 苦情の受付について（契約書第22条）

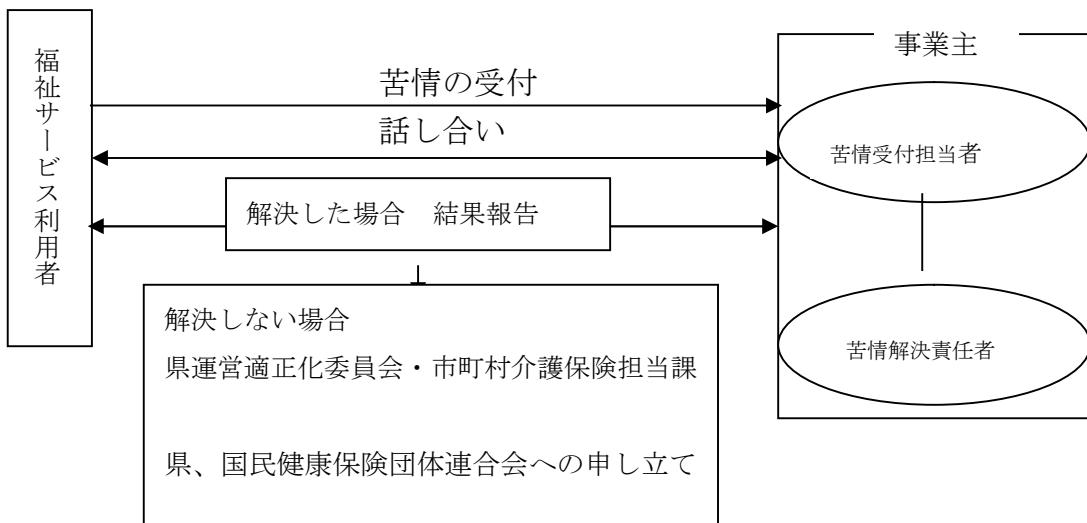
ご契約者は当事業所に対して、苦情の申し立てをすることができます。この場合、当事業所はその苦情の内容を検討し、ご契約者（ご契約者の家族、家族がいない場合は親族を含みます）に対して、誠意をもって問題解決するよう、鋭意努力します。

- (1) 当事業所に対する苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

- 苦情受付窓口 当事業所の窓口
- 苦情受付担当 管理者 長谷川 美貴
- 苦情解決責任者 事務局長 谷出 雅博
- 苦情受付電話・FAX 電話 0779-88-3737 FAX 0779-88-3711

(2) その他の苦情受付機関

勝山市福祉事務所 介護福祉グループ	所在地 〒911-0035 勝山市郡町1丁目1-50 電話 0779-87-0600 FAX 0779-87-3522
国民健康保険団体連合会	所在地 〒910-0843 福井市西開発4丁目202-1 電話 0776-57-1614 FAX 0776-57-1615
福井県社会福祉協議会	所在地 〒910-8516 福井市光陽2丁目3-22 電話 0776-24-2339 FAX 0776-24-8941



令和 年 月 日

居宅介護サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

勝山市社会福祉協議会ホームページヘルプサービスセンター

説明者職名

氏 名

印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、居宅介護サービスの提供開始に同意しました。

利用者住所

氏 名

印

家族 氏名

印

(本人との関係)

*この重要事項説明書は、厚生労働省令第81号（平成14年6月13日）第10条の規定に基づき、利用申込者又はその家族への重要事項説明のために作成したものです。